

いわき都市計画地区計画の決定（いわき市決定）

都市計画いわきアカイテクノパーク地区計画を次のように決定する。

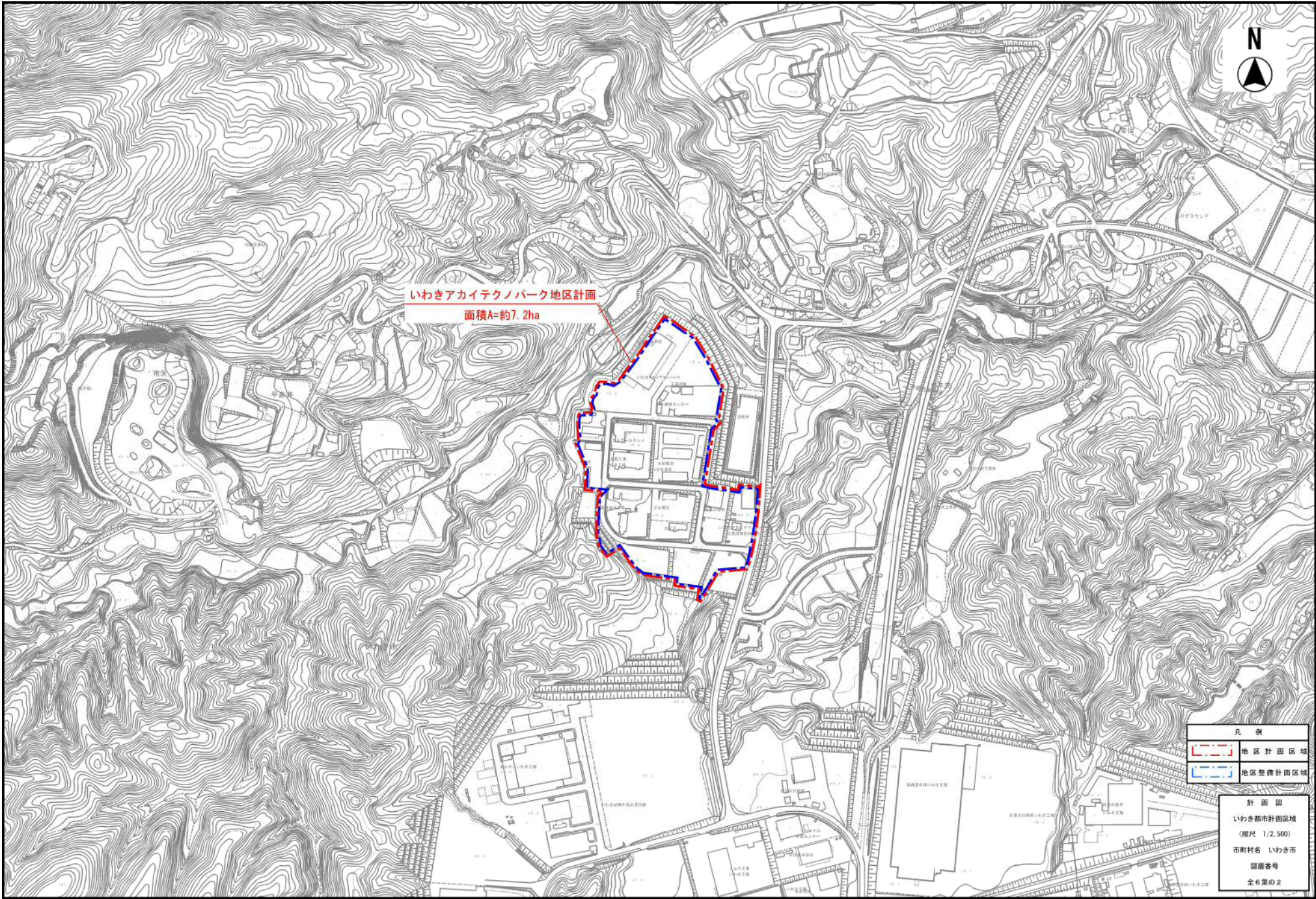
名 称		いわきアカイテクノパーク地区計画
位 置		いわき市平赤井字畑子沢の一部の区域
面 積		約 7. 2 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、いわき市平赤井に位置し、ＪＲいわき駅より北西へ約 6 k m、常磐自動車道いわき中央ＩＣより北に約 2 k mの地点にあり、高速交通網への優れたアクセス性を有する地区である。 また、本地区は、住工混在による周辺環境の騒音、振動等の公害を防止することを目的に旧環境事業団（現環境再生保全機構）が「いわき地区工場移転用地造成事業」として造成した工業団地である。 このため、地区計画を策定することにより、建築物の規制・誘導を行い、用途混在等による地区全体の良好な環境が損なわれないよう形成保持し、工業地としての地区本来の目的に即した土地利用を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、住居系建築物や飲食店等を制限するとともに、一部物品販売のための店舗を併設した施設も立地する工業団地として、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な操業環境の維持・保全を図るため、地区の特性に応じ建築物の用途を制限する。
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	工業地域で建築可能な建築物のうち、次に掲げる建築物及びこれに付属する建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第 2（わ）項各号に掲げる建築物 （ただし、物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²未満は除く。）

「区域及び建築物等の用途の制限は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、環境事業団法に基づき、旧環境事業団（現環境再生保全機構）が平成 4 年に民間組合からの要請を受け、住工混在による周辺環境の騒音、振動等の公害を防止することを目的に「いわき地区工場移転用地造成事業」として、平成 8 ～ 9 年にかけて市街化調整区域に造成された工業団地である。

この度の定期線引き見直しにより、市街化調整区域から市街化区域に編入されることから、地区の特性に応じた建築物等の規制・誘導を行い、地区本来の目的に即した土地利用を図るため、本案のとおり地区計画を決定しようとするものである。



いわきアキテクノパーク地区計画
面積A=約7.2ha



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

計 画 図
いわき都市計画区域
(縮尺 1/2,500)
市町村名 いわき市
図面番号
全6葉の2